

社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
ちいきふれあいサロン活動等備品貸出要領

1. 目的

この要領は、社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、地域福祉活動を推進するために必要な備品を貸し出しすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 利用対象

備品は、次に掲げる条件のいずれかの団体に貸し出しするものとする。

- (1) 本会のふれあいサロンおよびいきいき百歳体操登録団体
- (2) 本会の居場所づくり助成事業から助成を受けている団体
- (3) 本会に協力している大淀町内の自治会・老人クラブ・ボランティア団体等
- (4) その他、本会会長が適当と認める団体等

3. 貸出対象備品

この事業で貸出する備品は、別表1（ちいきふれあいサロン活動等貸出備品一覧）および別表2（ちいきふれあいサロン活動等貸出備品 DVD 一覧）に定めるとおりとする。

4. 利用方法

- (1) 備品利用団体（以下、「利用団体」という。）は、「ちいきふれあいサロン活動等備品借用申請書」により、本会へ申請する。
- (2) 貸出の予約は、利用月の属する3ヶ月前の初日から予約することできる。
ただし、予約及び申請は本会の開所日及び開所時間内とする。

5. 利用料

備品の利用料について、原則無料とする。

6. 貸出及び利用期間

貸出期間は、原則として利用する日を含め7日以内とする。ただし、電話等による本会への連絡があれば延長を可能とする。

7. 目的外利用の禁止

- (1) 利用団体は、1.に定める利用目的に反して備品を利用、譲渡、交換、貸付又は担保にしたり、また営利活動に使用することは禁ずる。

(2) 以上のことに違反した場合は、利用の条件を変更、または利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止するものとする。

8. 返還

利用団体は、備品の利用が終わった時、直ちに現状に復して返還しなければならない。

9. 事故・故障等への対応

(1) 貸出中、利用団体の過失により損害や破損等が生じた場合、利用団体が修理等を行うこととする。また、修理等で現状に復することが確保されない場合は、同等品（新品を含む）等をもって弁償することとする。

(2) 備品の使用中の事故や怪我等については、利用団体の責任で対応するものとする。

(付 則) この要領は、令和7年4月1日より施行する。